

ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業 受託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業

(2) 目的

本事業は、豊かな歴史文化に育まれた本県の食や食文化を目的としたツーリズムの普及拡大を図るため、県産食材やそれを活用した料理の魅力を首都圏等でPRするとともに、食を主目的とした観光PRを展開する。

(3) 委託内容

- ① 県産食材を使用したメニューフェアの開催
- ② 食・食文化のPRイベントの開催
- ③ 本県への誘客を促進するためのSNSキャンペーンの実施
- ④ 雑誌メディアを活用した食・食文化の魅力の発信
- ⑤ 県産食材等の認知度、ブランド力向上のためのコーディネート
- ⑥ ガストロノミーツーリズムPR動画の制作
- ⑦ その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

※詳細は別紙「ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

(5) 委託料上限額

24,992,550 円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(6) 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県観光局観光プロモーション課
TEL：0742-27-8482 FAX：0742-27-3510

(2) 参加表明書（様式１－１もしくは１－２）の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和３年５月２４日（月）１７時まで

提出先 担当部局に同じ

提出方法 担当部局に持参又はファクシミリにて送信すること。

なお、ファクシミリにて送付する場合、必ず電話にて送付した旨を連絡のこと。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和３年５月３１日（月）１２時まで

提出先 担当部局に同じ

提出方法 持参または郵送に限る

持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する祝日を除く９時から１７時まで(正午から１３時までの間は除く。)とする。

郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、簡易書留等の確実な方法によるものとする。

提出物

①参加申込書（様式２－１もしくは２－２）

ただし、共同企業体の場合は、業務の履行方式*に応じた特定委託業務共同企業体協定書（参考様式１－１もしくは１－２）を参加申込書とともに提出すること。

*「分担履行型」（参考様式１－１）

１つの業務について、さらに複数の細業務に分かれる場合、各構成員がそれぞれ分担する業務を、責任を持って履行する方式。

*「共同履行型」（参考様式１－２）

１つの業務について、あらかじめ定めた出資割合に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同履行する方式。

②事業者概要書（様式３）

会社概要などがあれば添付すること。

③誓約書（様式４）

④業務実施体制（様式５－１及び５－２）

⑤類似業務受注実績（様式６）

⑥企画提案書（様式任意 サイズはＡ４又はＡ３）

企画提案書には、「２(2)目的」、「仕様書」を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

各項目ごとにインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

ア) 業務実施方針・業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務全体のコンセプト、業務実施方針及び業務スケジュールを提示すること。

イ) 業務実施体制

業務を実施するにあたり、どのような人材を起用するかわかるよう、業務実施体制を提示すること。

ウ) メニューフェアの企画案

○どの時期にどのような内容を実施し、想定している実施店舗や店舗数を明記すること。

○掘り起こした飲食店等をどうリスト化し、いかに県産食材を活用した料理等をPR・広報するか明記すること。

エ) 食・食文化のPRイベントの企画案

- 奈良まほろば館（以下「まほろば館」という。）2階レストランを活用したPRイベントについて、どの時期にどのような内容で開催するか明記すること。
- 発信力がある者を参加させるためにどのような広報や募集方法を企画するか明記すること。

オ) SNSキャンペーンの企画案

- どの時期にどのような媒体やインフルエンサーを選出し、どのような内容を発信するか明記すること。
- 発信力の工夫を高める手段について明記すること。

カ) 雑誌メディアを活用した食・食文化の魅力の発信の企画案

- どのような雑誌メディアを選出し、どのような内容を発信するか明記すること。

キ) 県産食材等の認知度、ブランド力向上のためのコーディネート企画案

- どのようなコーディネートを行うか明記すること。

ク) ガストロノミーツーリズムPR動画の制作の企画案

- どのような題材を取り上げ、どのような構成内容であるか明記すること。

⑦見積書（様式任意）

宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

(4) 提出部数

9部（正1部、副8部）

なお、副8部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。

(5) 質問の受付

受付期間 令和3年5月10日（月）から令和3年5月18日（火）17時まで

受付方法 質問票（様式7）に質問事項を記載のうえ、ファクシミリで送信すること

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

質問先 担当部局に同じ

回答方法 インターネットホームページ

「奈良県観光プロモーション課ホームページ」に公表する。

個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

回答通知は、令和3年5月21日（金）に行う予定。

4. 日程

令和3年5月10日（月）	募集要項配布、参加表明書及び質問受付開始
5月18日（火）	質問受付終了（17時まで）
5月21日（金）	質問回答（予定）
5月24日（月）	参加表明受付終了（17時まで）
5月31日（月）	企画提案書等受付終了（12時まで）
6月 4日（金）	受託事業者選定審査委員会開催予定（プレゼンテーション実施）

5. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

①企画提案書等の審査は、ガストロノミーツーリズムを活用した観光PR事業受託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。審査委員の合計点を集計した総得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。なお、審査は非公開とする。

ア) 運営能力等

○事業目的・業務内容の理解度が高く、かつ実現可能な業務スケジュールとなっているか。
（評価全体の5%）

○業務内容に見合った責任者の配置や人数等、人員が適切に配置され、過去に同様の業務取組実績が豊富か。（評価全体の5%）

イ) イベント等の企画・実施

○メニューフェアは県産食材を活用した多様な料理等を魅力的に伝え、首都圏における奈良及びまほろば館への誘客を喚起するもの、また本業務後も本県の食の魅力や誘客促進に繋がる飲食店等を掘り起こしているか。（評価全体の15%）

○まほろば館レストラン運営事業者と連携したイベントは、首都圏において本県の食・食文化の認知度やブランド力向上をさせ且つ誘客促進に繋がる魅力的な料理等を効果的にPRするものとなっているか。（評価全体の10%）

○メニューフェアや食・食文化PRイベントの周知広報が具体的に提案されており、首都圏に効果的に訴求するものとなっているか。（評価全体の10%）

ウ) ガストロノミーツーリズムや県産食材の認知度向上、誘客促進PR

○SNSキャンペーンや雑誌メディアを活用した情報発信は県産食材や食文化、地域観光の魅力を広く効果的に発信するものとなっているか。またガストロノミーツーリズムや県産食材の認知度向上や奈良への誘客促進に繋がる工夫がある提案となっているか。
（評価全体の20%）

○まほろば館の雰囲気に沿い、まほろば館での県産食材等の販売力や売り場づくりの企画力を強化し、県産食材の魅力を伝えるとともに本県ならびに奈良まほろば館への来訪を促進する内容となっているか。（評価全体の15%）

○PR動画の構成は単に食材や料理等を紹介するだけでなく、その歴史や伝統、生産者の思いが魅力的に伝わるものか。またまほろば館で取り扱っている商品等やまほろば館2階レストランのメニューを取り上げ、まほろば館の魅力を効果的に伝えるとともに本県ならびにまほろば館への来訪を促進するものとなっているか。（評価全体の15%）

エ) 契約見積額（評価全体の5%）

○事業費は合理的で、適正なものとなっているか。

②提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

④プレゼンテーション及び質疑応答は、令和3年6月4日（金）に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

①上記5(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

③契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

①当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

②採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

6. その他

(1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。

- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。